

石垣市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

1 目的

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する沖縄県方針に即して、建築物等における木材の利用促進を図るため、建築物における木材の利用促進の意義、建築物における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項、公共建築物における木材利用の目標、木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する事項、その他建築物等における木材の利用促進に関し必要な事項を定める。なお、本方針については必要に応じて見直しを行うものとする。

2 用語の定義

この方針において、各号に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「建築物」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (2)「公共建築物」とは、市が整備する建築物をいう。
- (3)「地域木材」とは、沖縄県内で流通する県産又は本市の親善・友好・姉妹都市で生産された木材等をいう。
- (4)「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築するに当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (5)「木質化」とは、建築物を建築、修繕及び模様替えをするに当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分並びにこれら下地等の部分に木材を利用することをいう。
- (6)「脱炭素社会」とは、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡が保たれた社会をいう。

3 木材利用促進の意義

森林は、国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、地球温暖化防止、林産物供給など多面的な機能により、市民生活及び経済活動などの役割を担っている。これら機能を十分に発揮させるには木を植え、育て、収穫する、また植えるというサイクルが必要であり、森林資源の循環は、木材を利用することが不可欠である。

また、公共建築物のみならず建築物全体に木材利用を促進することは、地域社会の維持・発展に寄与する林業・木材産業並びに木工技術の持続性を高め、森林の適切な整備、

炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に大きく貢献することとなる。

このため、本方針に基づき、率先して木材利用の促進に努め、地域木材の利用拡大を図るとともに、その取り組み状況について情報発信を行うことにより、利用促進の意義について市民の理解の醸成を図ることに努める。

4 建築物における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項

- (1) 市は、建築物等における木造化及び木質化が、伝統的な建築技術並びに革新的建築技術を下支えするものであることを考慮し、木材の利用に努めるものとする。
- (2) 市は、木材を利用した備品等の設置・購入に努めるとともに、建築工事以外でも有効活用を図るものとする。
- (3) 市は、使用する木材は地域材の中でも、市産木材若しくは県産木材を優先的に使用する。

5 公共建築物における木材利用の目標

公共建築物においては、木材利用拡大の観点から以下のとおり木造化及び木質化に努める。

- (1) 新築、増築又は改修等を行うにあたり、次に掲げる場合を除き積極的に木造化又は木質化に取り組む。
 - ア 建築基準等の法令、施設の設置基準等により木造化又は木質化が適当でないと認められる場合
 - イ 施設の用途、安全性、維持管理等を考慮すると木造化又は木質化が困難と認められる場合
 - ウ 建設コストや技術等の面で、木造化又は木質化が困難であると認められる場合
- (2) 設置目的、建設コスト、木材供給量のみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を総合的に判断するものとする。
- (3) 設置する家具や書庫棚等の備品においても、木製品を積極的に使用することに努める。

6 木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

市は、地域木材の安定的な供給体制の整備を進めるために、森林所有者、素材生産業者等の林業従事者、木材の供給に携わる者が連携して情報交換を行うよう努める。また、林内路網の整備をはじめ、林業機械の導入、施業の集約化等による林業生産性の向上を図る

よう情報提供に取り組むとともに、無秩序な伐採を防止し的確な再生林を確保するなど、森林の適正な整備により供給及び利用の両立に努める。

7 その他、木材利用の促進に関し必要な事項

(1) 建築物の木造化及び木質化における留意点

木材の利用にあたっては、台風及びシロアリ等による被害の防止や腐食対策など、風土や地域条件に対応した必要な措置を講ずるものとする。

(2) 民間事業者への支援

市は、民間事業者が整備する建築物等への木材の利用を促進するため、木材関連情報等を収集提供し、普及啓発に取り組んでいくことに努める。

(3) 木材の利用促進体制

市は、庁内関係部局と連携を図り、公共建築物等における木材の利用を促進する体制を構築することに努める。

附則

この方針は、令和7年10月15日より適用する。